

情報公開規程

(文書公開用)

(沿革) 平成14年4月1日
平成24年4月1日改正

(目的)

第1条 この規程は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）の規定に基づき、一般社団法人長野県林業コンサルタント協会（以下「協会」という。）の管理する情報の公開について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「法人文書」とは、協会の役員又は職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、協会の役職員が組織的に用いるものとして、協会が管理しているものをいう。ただし、公報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(解釈及び運用の方針)

第3条 協会は、この規程の解釈及び運用に当たっては、長野県情報公開条例の趣旨にかんがみ、その管理する情報を積極的に公開するよう努めるとともに、個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正な申出及び使用)

第4条 この規程の定めるところにより法人文書の公開の申出をしようとするものは、適正な申出に努めるとともに、法人文書の公開を受けたときは、その情報を適正に使用しなければならない。

(公開の申出ができるもの)

第5条 何人も、この規程の定めるところにより、協会に対し、協会が管理する法人文書の公開の申出をすることができる。

(公開申出の方法)

第6条 前条の規定による公開の申出（以下「公開申出」という。）をしようとするものは、法人文書公開申出書（別記様式）を提出しなければならない。

2 協会は、法人文書公開申出書に形式上の不備があると認めるときは、公開申出をしたもの（以下「公開申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、協会は、公開申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(法人文書の公開)

第7条 協会は、公開申出があったときは、公開申出に係る法人文書に次の各号に掲げる

情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開申出者に対し、当該法人文書を公開しなければならない。

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により、公開することができない情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が役職員及び公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役職員及び公務員の職並びに氏名（当該役職員及び公務員の氏名に係る部分を公開することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合の当該氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（協会、国及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

(4) 協会並びに国及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 協会又は国若しくは地方公共団体（以下この号において「国等」という。）が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は訴訟に係る事務に関し、協会又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 国等が経営する企業又は協会に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分公開)

第8条 協会は、公開申出に係る法人文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開申出者に対し、当該部分を除いた部分を公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開申出に係る法人文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(法人文書の存否に関する情報)

第9条 公開申出に対し、当該公開申出に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、協会は、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該公開申出を拒否することができる。

(公開申出に対する決定等)

第10条 協会は、公開申出に係る法人文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開申出者に対し、その旨並びに公開を実施する日、時間及び場所を書面により通知しなければならない。

2 協会は、公開申出に係る法人文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開申出を拒否するとき及び公開申出に係る法人文書を管理していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 協会は、前2項の場合において、公開申出に係る法人文書の全部又は一部を公開しないときは、公開申出者に対し、当該各項の規定による通知に当該決定の理由（当該決定の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該決定の理由及び当該期日）を併せて通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第11条 前条第1項又は第2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開申出があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 協会は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、同項の規定にかかわらず、当該公開決定等を延期して行うことができる。この場合において、協会は、公開申出者に対し、遅滞なく、当該延期の理由及び公開決定

等ができる時期を通知しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第12条 公開申出に係る法人文書に協会、国、地方公共団体及び公開申出者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、協会は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開申出に係る法人文書の公開に関して、意見書を提出する機会を与えることができる。

(公開の実施)

第13条 協会は、公開決定をしたときは、速やかに、公開申出者に対し、当該公開決定に係る法人文書の公開を実施しなければならない。

2 法人文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して協会が定める方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法による文書の公開にあつては、協会は、当該文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(法令等による公開との調整)

第14条 協会は、法令等(長野県情報公開条例を除く。)の規定により、何人にも公開申出に係る法人文書が前条第2項本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合(公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該法人文書については、当該同一の方法による公開を行わないものとする。ただし、当該法令等の規定に一定の場合に公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用の負担)

第15条 第13条第2項の規定により法人文書の写し等の交付を受けるものは、実費の範囲内において協会が別に定める費用を負担するものとする。

(異議の申出)

第16条 公開申出者は、公開決定等について不服があるときは、協会に対して異議の申出(以下「異議申出」という。)をすることができる。

2 異議申出は、公開決定等があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、異議申出書を提出して行わなければならない。

3 協会は、異議申出があつた場合は、異議申出に係る公開決定等について再度の検討を行った上で、書面により、理由を付して、当該異議申出に回答しなければならない。

(文書の管理)

第17条 協会は、この要綱の適正かつ円滑な運用に資するため、法人文書の分類、作成、保存、廃棄その他の法人文書の管理に関する必要な事項を定めるとともに、法人文書を適正に管理するものとする。

(公開申出のための情報の提供等)

第18条 協会は、公開申出をしようとする者が容易かつ的確に公開申出をすることができよう、協会が管理する法人文書の特定に資する情報の提供その他公開申出をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(情報提供の充実)

第19条 協会は、協会の行う事業に関する正確で分かりやすい情報を県民が迅速かつ容易に得られるよう、情報提供の充実を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(適用除外)

第20条 法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定が適用されない法人文書については、この規程の規定は適用しない。

(補 則)

第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(附則)

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行し、平成13年4月1日以後に作成し、又は取得した法人文書について適用する。
- 2 平成11年8月1日から施行した社団法人長野県林業コンサルタント協会情報公開規程は、廃止する。
- 3 この規程は、一般社団法人長野県林業コンサルタント協会の設立の登記の日から施行する。